

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第1項の規定により、陸上自衛隊久里浜駐屯地新久里浜宿舎（仮称）整備事業に関する実施方針を定めたので、同条第3項の規定により、別冊のとおり公表します。

令和8年 6月 5日

防衛大臣 小泉 進次郎